明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○医師法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一四五）　一

〔官庁報告〕
国家試験
令和四年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　七
公聴会
公聴会開催に関する公示（運輸審議会）　一七

〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　二〇
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
企業年金基金変更、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四六
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告　四九

省令

○厚生労働省令第百四十五号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第三項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第六条第三項及び薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第九条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月四日

厚生労働大臣　加藤　勝信

医師法施行規則等の一部を改正する省令

（医師法施行規則の一部改正）

第一条　医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。